

農林産物や学校給食等の食品等簡易放射能濃度測定結果（平成27年5月分）

◆ 検査機器について

町では、日立アロカメディカル（株）「CAN-OSP-NAI」、（株）千代田テクノロ「RAD IQ FS300」及びEMFジャパン（株）「EMF211」を使用しています。

◆ 「単位」について

単位は、食品等1kgあたりに含まれている放射性物質をベクレル数で表します。（Bq/kg）

これは、食品1kgの中に〇〇Bqの放射性物質が含まれているという意味になります。

◆ 「検出下限値」について

含まれている放射性物質がわずかな場合は、該当検査機器では検出できない場合があります。「検出下限値」とは、測定した条件（測定時間、食品等の重量、容器の種類等で大きく変動します）において検出できる最少の数値を表しています。検出下限値が10Bq/kgと表示されている場合は、「食品1kgあたりにセシウム134またはセシウム137が含まれている可能性は10Bq未満であるので、この測定条件では検出できない」という意味になります。

◆ 「不検出」について

測定値が検出下限値以下の場合は「不検出」と表示します。

平成27年5月1日～平成27年5月31日まで

区分	品名	採取地	測定日	セシウム 137 (検出下限値)	セシウム 134 (検出下限値)
計 画 測 定	オナルコエ	薄木	5/1	不検出(10)	不検出(11)
	ミツバ	菅生	5/1	不検出(11)	不検出(13)
	タマネギ	小泉	5/1	不検出(7.7)	不検出(8.6)
	ウワバミソウ	沼田	5/1	9.5	不検出(10)
	スナップエンドウ	関場	5/8	不検出(10)	不検出(11)
	ソラマメ	小泉	5/8	不検出(12)	不検出(13)
	ハクサイ	足立	5/15	不検出(8.3)	不検出(9.3)
	カリフラワー	足立	5/15	不検出(8.6)	不検出(9.8)
	スティックセニョール	足立	5/22	不検出(7.6)	不検出(8.5)
	ブロッコリー	足立	5/22	不検出(7.6)	不検出(8.7)

計 画 測 定	町内産農林産物	ソラマメ	関場	5/22	不検出(9.6)	不検出(11)	
		ジャガイモ	小泉	5/22	不検出(6.9)	不検出(7.7)	
		ニンニク	関場	5/29	不検出(8.3)	不検出(9.1)	
	学 校 給 食	村田保育所	給食全量	—	5/12	不検出(9.6)	不検出(11)
			キュウリ	仙南	5/19	不検出(8.2)	不検出(9.1)
			ピーマン	茨城県	5/19	不検出(5.7)	不検出(6.4)
			ニンジン	徳島県	5/26	不検出(11)	不検出(12)
			タマネギ	仙南	5/26	不検出(3.4)	不検出(3.9)
		村田第一中学校	ジャガイモ	長崎県	5/14	不検出(4.7)	不検出(5.4)
			タマネギ	佐賀県	5/14	不検出(3.2)	不検出(3.7)
			ニンジン	徳島県	5/20	不検出(5.0)	不検出(6.1)
			ハクサイ	茨城県	5/20	不検出(4.8)	不検出(5.5)
			キャベツ	小泉	5/27	不検出(5.1)	不検出(5.8)
			キュウリ	足立	5/27	不検出(4.8)	不検出(5.2)
		村田第二小学校 村田第二中学校	チンゲンサイ	茨城県	5/14	不検出(3.1)	不検出(3.5)
			キュウリ	村田町	5/14	不検出(3.6)	不検出(4.0)
			ニンジン	千葉県	5/20	不検出(4.0)	不検出(4.6)
			ミツバ	宮城県	5/20	不検出(4.8)	不検出(5.5)
			ダイコン	村田町	5/27	不検出(3.3)	不検出(3.7)
アスパラガス	青森県	5/27	不検出(3.4)	不検出(3.8)			
一 般 測 定	住民持込み食品等	タケノコ	小泉	5/1	13.6	4.3	
		タケノコ	菅生	5/7	不検出(13)	不検出(14)	
		シドケ	菅生	5/7	不検出(3.9)	不検出(4.4)	
		ニンニクの芽	小泉	5/11	不検出(10)	不検出(11)	
		オヤマボクチ	沼田	5/14	不検出(3.9)	不検出(4.5)	
		ハクク	足立	5/18	不検出(13)	不検出(14)	
		ミョウガタケ	小泉	5/18	不検出(11)	不検出(12)	
		グリーンピース	関場	5/19	不検出(9.7)	不検出(11)	
		ズッキーニ	沼辺	5/25	不検出(11)	不検出(12)	
		サヤインゲン	小泉	5/25	不検出(11)	不検出(12)	
		フキ	菅生	5/26	不検出(14)	不検出(15)	

※数値はすべて「参考値」です。

【基準値】 単位 Bq/kg

核種	食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質に関する基準値 平成24年4月1日施行	
放射性セシウム	飲料水	10
	牛乳・乳児用食品	50
	一般食品	100